

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	後期高齢者医療資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、後期高齢者医療資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

清須市長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療資格管理に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、資格管理、各種申請書、届出書の受理、被保険者証等の発行及び保険料の賦課管理を実施している。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③一部負担金に係る措置に関する事務 ④一時差止めに関する事務 ⑤保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	愛知県後期高齢者医療広域連合標準システム 後期高齢者医療システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル
後期高齢者医療関連情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の82の項 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の83の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清須市 市民環境部 保険年金課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	市民環境部次長兼保険年金課長 石川 定夫	保険年金課長 浅野 英樹	事後	部署異動に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 浅野 英樹	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	
令和4年2月10日	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)		庁内連携により特定個人情報を提供していないため、「提供・移転しない」を選択	事後	